

部活動の地域展開に関する基本方針

令和8年9月

廿 日 市 市
廿日市市教育委員会

はじめに

こどもたちの健全な育成と豊かな人間性の涵養（かんよう）は、教育行政にとって最も重要な使命の一つです。その中でも、学校教育の一環として位置づけられる部活動は、こどもたちにとって学びや交流、肯定感を育む貴重な機会であり、その教育的な意義は計り知れません。こどもたちは部活動を通じて、協力や責任感、努力することの大切さを学ぶことで、多様な価値観や経験を積むことができ、生涯にわたり役立つ基礎的な資質や能力を養うことが期待されます。

しかしながら、現在、少子化の進行や教員不足、学校における働き方改革など多くの課題が生じています。少子化による生徒数の減少は、部活動の存続にも影響を及ぼし、一校単位での運営が困難となるケースも見られます。また、教員一人一人への負担の増大や長時間勤務への懸念から、指導体制の見直しや効率化が求められています。こうした状況は教育現場だけでの解決は難しく、「地域全体でこどもたちを育てる」という取組が不可欠となってきました。

文部科学省やスポーツ庁・文化庁は、合同部活動や地域クラブ活動の推進策を打ち出し、多様な選択肢と連携体制の構築を促進しており、教育行政と地域住民や関係団体が協力や連携を深めながら、こどもたちに安全で充実した活動環境を整備していく必要があります。

部活動の地域展開にあたっては、地域における様々な人材等との関わりによって地域にも好影響がもたらされるとともに、こどもたち一人一人が多彩なメニューの中から選択できることが望ましい姿です。本市は、こどもたちの興味や関心に応じて活動を選択し、継続できることで、一人一人が自分らしく輝ける環境づくりを目指します。

この部活動の地域展開の方針については、社会情勢や市民ニーズに応じて柔軟に見直しを行い、改善しながら進めていくこととしています。今後とも地域住民、保護者、学校関係者、地域の事業者の方々と連携しながら、持続可能で魅力ある活動環境を構築していきます。

1 策定の背景

(1) 学校部活動の地域展開

学校部活動は、これまでスポーツ・文化芸術に興味・関心のある同一校の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

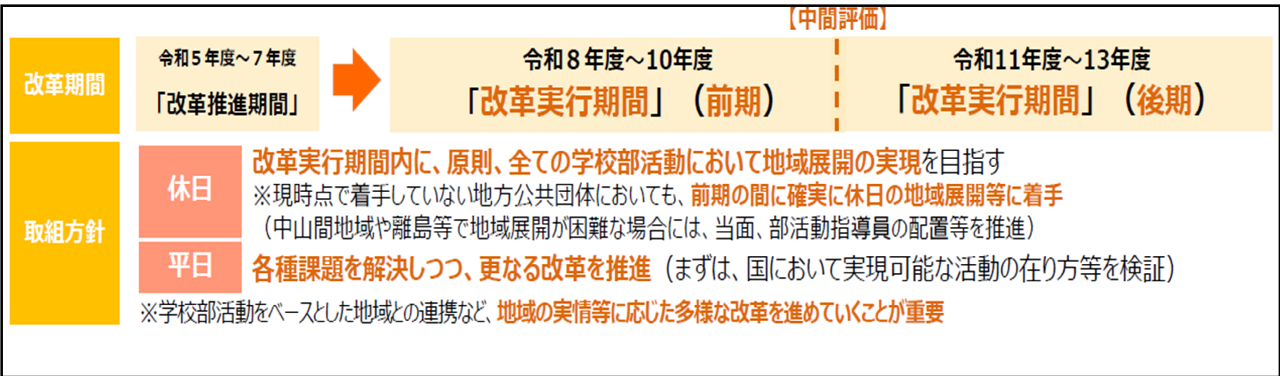
また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の育成に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があることから、令和7年12月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すこととしています。

(2) 国の方針

令和7年12月に文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」内に原則全ての学校で休日の学校部活動の地域展開を目指すことが示されました。



2 本市中学校の部活動の現況

(1) 本市の中学校の設置状況



(単位：人、部活動)

中学校名	生徒数	運動部数	文化部数
廿日市市立廿日市中学校	5 6 2	1 0	6
廿日市市立七尾中学校	4 0 5	9	2
廿日市市立阿品台中学校	3 4 6	1 0	2
廿日市市立野坂中学校	4 4 2	1 0	3
廿日市市立四季が丘中学校	2 1 4	7	2
廿日市市立佐伯中学校	1 2 2	6	2
廿日市市立吉和中学校	1 3	2	0
廿日市市立大野中学校	3 4 7	1 0	3
廿日市市立大野東中学校	4 0 4	9	3
廿日市市立宮島中学校	5 3	2	2

(令和8年5月1日時点)

(2) 生徒数の推移

令和8年5月1日現在

(単位：人)

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
廿日市中学校	544	524	517	544	554	570	562
七尾中学校	382	344	342	358	386	397	405
阿品台中学校	346	357	338	366	360	361	346
野坂中学校	414	413	433	423	445	428	442
四季が丘中学校	260	245	230	229	226	227	214
佐伯中学校	161	178	176	171	155	134	122
吉和中学校	13	15	20	16	14	12	13
大野中学校	288	305	329	365	358	348	347
大野東中学校	395	375	385	369	384	376	404
宮島中学校	35	35	39	45	50	54	53
合計	2,838	2,791	2,809	2,886	2,932	2,907	2,908

(3) 本市の中学校の部活動の状況

令和8年5月1日現在

運動部	野球	サッカー	陸上	バスケ (男)	バスケ (女)	バレー	軟式テニス (男)	軟式テニス (女)	卓球	剣道	柔道	その他
廿日市中学校	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
七尾中学校	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
阿品台中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
野坂中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
四季が丘中学校	R6まで	○			○	○	○	○	○	○		
佐伯中学校	R6まで	R7まで	○			○	○		○	○		アーチェリー
吉和中学校									○			スキー（冬季）
大野中学校	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
大野東中学校	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
宮島中学校							○	○				

※合計部活動数 75

文化部	吹奏楽	美術	茶道	家庭科	その他
廿日市中学校	○	○	○		情報科学、ESS、放送
七尾中学校	○				総合文化部（R8統合（美術、家庭科、グローバル文芸書道）
阿品台中学校	○	○			
野坂中学校	○	○		○	
四季が丘中学校	○	○			
佐伯中学校	○	○			
吉和中学校					
大野中学校	○	○	○		
大野東中学校	○	○	茶華道		
宮島中学校	○				宮島文化

※合計部活動数 25

ア 沿岸部のほとんどの中学校では、今後数年間、生徒数が微増、またはほぼ同数で推移することが見込まれていますが、中山間地域等では、減少が見込まれており、生徒数の減少の状況によっては、部活動を維持することも難しくなるおそれがあり

ます。

- イ 規模が縮小している四季が丘や佐伯中学校では実際に部活動数が減少しており、今後、子どもたちの「やってみたい」という思いに、学校単位だけでは応えにくくなってくるものと考えています。

(4) 学校部活動の休養日及び活動時間

ア 廿日市市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では令和2年3月に「廿日市市立中学校における部活動の方針」を策定し部活動の基本的な基準を定め、令和4年9月の改訂時に、部活動の頻度を、週当たり2日以上休養日設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日は休養日設ける。）こととしました。

イ 活動時間は、平日は2時間程度、休日（土曜日、日曜日、祝日）は原則として3時間程度としました。

(5) 学校部活動に所属する生徒数

ア 運動部の人数では、バスケットボール、陸上、卓球、ソフトテニスの参加者数が多く、少人数で実施できる競技への参加が増えつつあります。

イ 文化部では、吹奏楽、美術の参加者数が多くなっていますが、吹奏楽は20人以下の部も増えており継続して活動に工夫が必要になっています。

ウ 種目によっては、競技に必要な人数が充足できず、大会参加に当たり他校と合同で参加する例も出てきています。

3 地域展開に向けた本市のこれまでの取組

(1) 部活動指導員の配置

年度	学校数	配置部活動	計人数
平成30年度	4校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、	7人
令和元年度	6校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、サッカー	9人
令和2年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、サッカー、バレーボール	12人
令和3年度	8校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球	12人
令和4年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、アーチェリー	12人
令和5年度	6校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、美術	11人
令和6年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、軟式野球、陸上競技	10人
令和7年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、陸上競技、バレーボール、茶道	12人
令和8年度	10校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、陸上競技、バレーボール、茶道、軟式野球	23人

(2) 地域展開に向けたモデル事業

年度	パターン	種目等
令和4年度	地域連携型	野球、吹奏楽
令和5年度 ～7年度	地域連携型	既存の部活動に地域の指導員を配置し、教員の部活動顧問は同席しない形を模索（剣道（3校合同・2校合同）、女子バレーボール、卓球、ソフトテニス）
令和6年度	地域展開型	バドミントン、ダンス
令和7年度	地域展開型	バドミントン、e-Sports
令和8年度	地域展開型	バドミントン

ア パターンごとの課題

(ア) 地域連携型（指導者派遣）

「専門的な指導を受けることができた」という肯定的な評価があった一方で「平日と休日の指導方法が異なることもあったので難しかった」といった課題も挙がりました。また、「楽しくやりたい」という生徒と「もっと技術を高めたい」

という生徒のニーズの違いも見受けられました。

(イ) 地域連携型（合同部活動）

「意欲的に取り組み、知識や技能の向上に繋がった」という肯定的な評価があった一方で「保護者の送迎が難しい生徒がいた」という課題が挙がりました。

(ウ) 地域展開型

「プロの先生の指導でわかりやすい」「他校の生徒と交流できた」、「学校の部活動では体験できない経験ができた」という肯定的な評価があった一方で、「実施主体の人手が確保が難しく、継続的な実施体制の整備が課題」、「今後費用負担についての整理が必要」などの課題が挙がりました。

(3) 廿日市市立中学校等の部活動の地域展開等に関する検討委員会

令和4年8月に『廿日市市立中学校等の部活動の地域展開等に関する検討委員会』（以下「検討委員会」という。）を立ちあげ、モデル事業実施及び評価、地域展開に関する目標、方針、認定の要件等について協議を進めてきました。

検討委員会委員

（名簿：順不同）

所 属	
1	廿日市市中学校長会
2	大竹市・廿日市市中体連会長
3	廿日市市PTA連合会
4	特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会事務局長
5	廿日市市スポーツ推進委員協議会会長
6	総合型地域スポーツクラブ
	特定非営利活動法人廿日市スポーツクラブ理事長
7	総合型地域スポーツクラブ
	ユアックさいきスポーツクラブ会長
8	総合型地域スポーツクラブ
	特定非営利活動法人妹背ウォーターフォールクラブ理事長
9	公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団副館長
10	廿日市市文化協会事務局長
11	廿日市市教育委員会教育部長
事務局	廿日市市教育委員会学校教育課長
	廿日市市教育委員会生涯学習課長
	廿日市市地域振興部スポーツ推進課長

4 アンケートの実施

部活動の地域展開を進めることにあたり、令和7年度にアンケートを実施しました。

(1) 調査期間

令和7年12月18日（木）～令和8年1月30日（金）

(2) 調査対象学校数及び回答者数

	種別	学校数 (校)	回答者数 (人)
①	小学校第5・6学年児童	17	1,938
②	中学校第1・2学年生徒	10	1,649
③	小学校第5・6学年児童の保護者	17	951
④	中学校第1・2学年生徒の保護者	10	901
⑤	小学校教員	17	335
⑥	中学校教員	10	157

(3) アンケート結果から（抜粋）

●中学校になったらどんな種目をやってみたいか（小学生）

1位 バドミントン

2位 美術

3位 バスケットボール

●地域クラブ活動について期待することは？（小学生）

1位 自分のやりたい種目の継続

2位 自分のレベルに合った活動の実施

3位 学校の部活動にはない、新たな種目の活動

●学校の部活動に所属して悩んだことや困ったことは？（中学生）

1位 勉強との両立が難しい

2位 同じ部活動の生徒との人間関係

3位 練習日数や時間が少ない

4位 一度入部すると転部しにくい

●部活動の地域移行で、心配のこと。（小・中学生保護者）

1位 大会運営や送迎等、保護者の負担が増えること

2位 生徒や指導者との人間関係

3位 地域の受け皿があるのか。

●地域クラブに参加する際の月謝等はどの程度が妥当か。（小・中学生保護者）

1位 1,000 円～3,000 円未満(小・中学生保護者)

2位 1,000 円未満(中学生保護者)

2位 3,000 円～5,000 円未満(小学生保護者)

3位 無料(中学生保護者)

3位 1,000 円未満(小学生保護者)

●学校部活動を地域クラブ等が担うことについて期待することは？（中学校教員）

1位 教員の負担軽減に繋がること

2位 生徒が専門的な指導が受けられること

3位 生徒が希望する種目の活動の継続

●学校部活動は負担になっていますか？（中学校教員）

約69%の教員が負担を感じている

●学校部活動の経験は？（中学校教員）

約37%の教員が活動も指導も経験がない

生徒の成長に繋がっていると感じているが、一方で適正な指導ができないストレスを感じ、部活動の地域展開に「教職員の負担軽減に期待」の回答が最も多くなっている。

(3) 地域展開に向けたこれまでの取組から見えてきた課題や意見

対象	課題や意見
児童・生徒	・友達と一緒に楽しく活動したい。 ・今の活動を継続したい。 ・技術が上達したり上手になることにチャレンジしてみたい。 ・専門的な指導を受けることに期待している。 ・興味がある種目にチャレンジしてみたい。 ・やりたい種目が学校部活動がない。 ・勉強と部活動との両立が難しい。 ・今の部活動は一度入部すると辞めることが難しい。
保護者	・こどもが楽しく友人が増える活動にして欲しい。 ・保護者の送迎や大会開催への負担は減らして欲しい。 ・移動等に不安がある。 ・専門性のある指導者に指導してほしい。 ・費用負担するならば月額3,000円以内にして欲しい。 ・暴力、ハラスメント、いじめ等の不適切行為が起こらないか心配
教員	・勤務時間外となる部活動は負担と感じている。 ・経験のない種目を指導することにストレスを感じている。 ・専門家等に生徒を指導していただきたい。 ・生徒の意思で参加できるようにして欲しい。 ・生徒一人一人と向き合う時間が欲しい。 ・兼職兼業についても不安がある。 ・教員自身のワークライフバランスを考えて欲しい。
団体等その他	・ハラスメントに対して不安を感じている。 ・指導者等の人材が集まるのか心配 ・継続的で安定的な活動とする必要がある。

これらのことから、学校教育としての部活動だけでは、多様化している生徒のニーズに応じていくことや、今後生徒数の減少により継続的な活動が困難となることが予想されます。また、これまでは教員が部活動を支えてきましたが、アンケートからも競技経験のない教員が顧問を務めるケースが多く、生徒への適切な指導が難しい等の課題もあり、全国的に教員不足が深刻化する中で学校部活動の仕組みは、徐々にではありますが限界に近づいています。そのため、本市では部活動が果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するために、生徒が地域の方々とともに活動する地域クラブ活動への展開を行います。

5 地域展開の目標と取組方針

これまでのモデル事業や「廿日市市立中学校等の部活動の地域展開等に関する検討委員会」での協議をふまえ、廿日市市が部活動の地域展開を通じて進めていくまちづくりの目指す姿を明確化し、その実現に向けて取組方針などをまとめました。

(1) 目標（目指す姿）

こどもたちの「やりたい」を応援するまちづくり

～ こどもたちの放課後と地域の未来をつなぐ挑戦！ ～

(2) 取組方針

● こどもたちのニーズに応じた、主体的な選択を応援します。

- ・ こどもたちのニーズは多様であり、これまでの学校部活動の範囲にとらわれない活動の導入を検討します。
- ・ 誰もが主体的に選択することができる仕組みをつくります。
- ・ 専門的な指導や、安全安心な指導を受けることができる人材の確保に努めます。

● 地域の資源を最大限に生かし、多世代とのつながりをつくります。

- ・ 各地域の人材や組織の状況に応じて、こどもの「やってみたい」に応える環境づくりを進めます。
- ・ 学校を超えた仲間や多様な世代との交流を取り入れます。

● 持続可能な活動となる体制を構築します。

- ・ 関わるすべての人のウェルビーイングの向上を目指します。
- ・ 教員が担うべき業務に専念する環境づくりを推進します。
- ・ スポーツ・文化芸術活動等による絆の強い地域をつくり、地域の好循環を創造します。

※ 目標に掲げている「放課後」とは、「休日」と「平日の放課後」を指しています。

(2) 各取組方針に基づく進め方

● こどもたちのニーズに応じた、主体的な選択を応援します。

主役・当事者となるこどもたちを第一に考え、こどもたちの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるよう幅広い地域クラブ認定を進めます。また、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、気軽に楽しみたい生徒を含め、多種多様な生徒のやりたいと思う体験ができるよう、こどもたちと地域の方がともに活動する地域クラブ活動を新たに開始します。

【進め方】

ア 地域クラブ認定制度の創設

市が定める認定基準を満たした団体を「廿日市市認定地域クラブ」として認定し、こどもたちが安心して参加できる環境を整備します。

イ 活動情報の一元化

ホームページ等を活用し、活動場所、活動日時、費用、指導者情報等を公開することで、こどもや保護者が活動を主体的に選択できる仕組みを構築します。

ウ 多様なニーズへの対応

競技志向だけでなく、楽しみながら活動したい生徒、文化芸術活動に参加したい生徒、障害のある生徒など、多様なニーズに対応した活動を推進します。

● 地域の資源を最大限に生かし、多世代とのつながりをつくります。

各地域の人材や組織の状況に応じて、こどもたちの「やってみたい」に応える環境づくりを進めます。また、学校を超えた仲間や多様な世代との交流を取り入れます。

【進め方】

ア 地域コミュニティとの連携

市民センター、スポーツ協会、文化協会、総合型地域スポーツクラブ等との連携を強化し、地域全体でこどもを支える体制づくりを進めます。

イ 地域活性化との連動

地域クラブ活動を通じて世代間交流を促進し、地域コミュニティの活性化や関係人口・関心人口の増加につなげます。

ウ 学校施設の有効活用

学校施設を活用し、地域クラブの活動場所の確保を図ります。

● 持続可能な活動となる体制を構築します。

暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為が起こらないよう保護者、教員、先輩や後輩、地域の方々、企業等が生徒の育成に関わる仕組みづくりを進めます。また、現在の体制をそのまま移行するのではなく、新たな仕組みが構築できるよう関わる方々と協働して取り組みます。

【進め方】

ア 安全管理体制の構築

認定地域クラブに対し、安全管理マニュアルの整備、傷害保険等への加入、緊急時対応体制の構築を求めます。

イ ハラスメント防止

指導者研修を実施し、暴力、暴言、ハラスメント等の防止を徹底します。

ウ 財政的支援

活動の立ち上げや継続に必要な支援制度を検討し、持続可能な運営を支援します。

エ 関わるすべての人のウェルビーイングの向上

誰か一人が抱えるのではなく、保護者、教員、先輩や後輩、地域の方々、企業等がそれぞれの立場で連携し、発展できるよう協働体制を構築します。

オ 評価と改善

毎年活動状況を検証し、子どもや保護者の意見を反映しながら制度改善に努めます。

6 地域展開のパターン

(1) 学校部活動の地域クラブ化（地域連携型）

既存の学校部活動を、地域の指導者や見守りのもとで実施し、近隣地域の中学生も参加できる形を工夫します。

近隣の学校で同種目を集約する「拠点校方式」や「合同部活動方式」も参加生徒数の実情に併せて検討します。



(2) 既存の地域クラブ（地域展開（移行）型）

市内で活動するスポーツや芸術文化の活動をしている団体や、総合型地域スポーツクラブ、市民センターの自主活動グループ等に生徒と一緒に活動できる形を依頼します。



(3) 新規の地域クラブ（地域展開（設立）型）

地域展開を機に従来学校の部活動になかった種目の地域クラブの形を創出します。



7 地域展開のスケジュール

※ 現〇年生は、令和8年度現在

		令和8年度	令和9年度	令和10年度 (大会終了時)	令和11年度	令和12年度	令和13年度
休日	現中学校1年生	中学校の部活動 (学校教育の一環)			中学校部活動卒業 地域クラブ等の活動		
	現小学校6年生						
	現小学校5年生						
平日	現小学校4年生	中学校の部活動			地域クラブ等の活動		
	現小学校3年生				中学校の部活動 地域クラブ等の活動		
	現小学校2年生				地域クラブ等の活動 中学校の部活動		
 地域展開 スケジュール		教職員の地域展開に係る兼職兼業届受付開始 (R9.3月下旬～)					
		システム準備 地域クラブの認定申請受付開始 (R9.4.1～) 指導者人材バンク設置 (R9.4.1～)					
		システム準備 活動場所調整、指導者等とのマッチング、認定地域クラブと指導者研修会開始					
		休日の地域展開開始 (完全移行 R11.4.1～)					
		平日の地域展開実施検討 (R14.3.31までを目処)					
							

(1) 段階的な展開

ア 休日：まずは、土日及び祝日（長期休業等除く。）について、令和10年度末を目処に地域展開を進めます。

(ア) 中学3年生：各種大会終了により中学部活動引退となります。

(イ) その他学年：年度内に種目ごとに緩やかに進めます。

イ 平日：地域クラブの認定状況や国の中間評価を勘案しながら、令和13年度末を目処に地域展開の準備を進めます。

(2) 地域クラブ活動及びその指導者

令和9年度から地域クラブの認定申請受付を開始し、休日の地域展開への調整や中学校の部活動顧問等との連携を進めます。

地域クラブの認定については当面、活動場所及び種目等は限定せずに認定を進めていき、活動場所の調整等が必要となった際に活動場所及び種目等は限定することとします。

また、指導者等に係る人材バンクを設置し、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、継続的な制度となるように取り組みます。

8 活動場所

まずは、生徒の生活圏域にある市立中学校、そして小学校での活動を検討します。

その他、市民センター、社会体育施設、スポーツ施設、文化ホール、集会所、県立高等学校（学校開放事業）などの公共施設や民間施設等の利用を検討し調整します。

(1) 学校施設の目的外使用

小中学校の体育館やグラウンドと同様に文化芸術クラブは音楽室、美術室等の使用が想定されることから管理に必要な整備を進めます。

また、学校備品等についても適切に使用できるようルール化します。

(2) その他公共施設

認定地域クラブが、優先的に利用できるよう利用団体等と調整します。ただし、一部の認定地域クラブが施設を独占することのないよう利用回数を制限するなどの調整をします。

9 こどもの放課後や休日の活動

中学校の部活動とは異なり、一つの活動にとらわれることなく、自分たちの「やりたい」活動に取り組める体制を創ります。成長期にある生徒のバランスを考慮し、活動は週11時間程度の範囲内。1週間当たり2日以上を休養日を設けます。

（平日及び休日に活動する場合は、平日は概ね17時から21時までの間の2時間以内、休日は土日いずれかで3時間以内を目安とします。）

当面は休日の展開を進め、状況を見ながら随時見直しを行います。そして、最終形としては、次のイメージ図のような展開を目指します。

【最終的な一週間の活動イメージ】



月	火	水	木	金	土	日
陸上	陸上	—	陸上	陸上	陸上	—



月	火	水	木	金	土	日
サッカー	吹奏楽	—	サッカー	サッカー	吹奏楽	—



月	火	水	木	金	土	日
化学	書道	—	—	—	伝統芸能	—



月	火	水	木	金	土	日
—	書道	—	—	—	伝統芸能	ダンス

【最終的な地域活動イメージ】



【最終的な平日の一日のイメージ】



小中学校ともに、児童生徒完全下校時刻後、認定地域クラブ等が主体となって地域やこどもたちの多様な学び場として学校施設等を活用できるよう学校施設の開放を順次進めていきます。

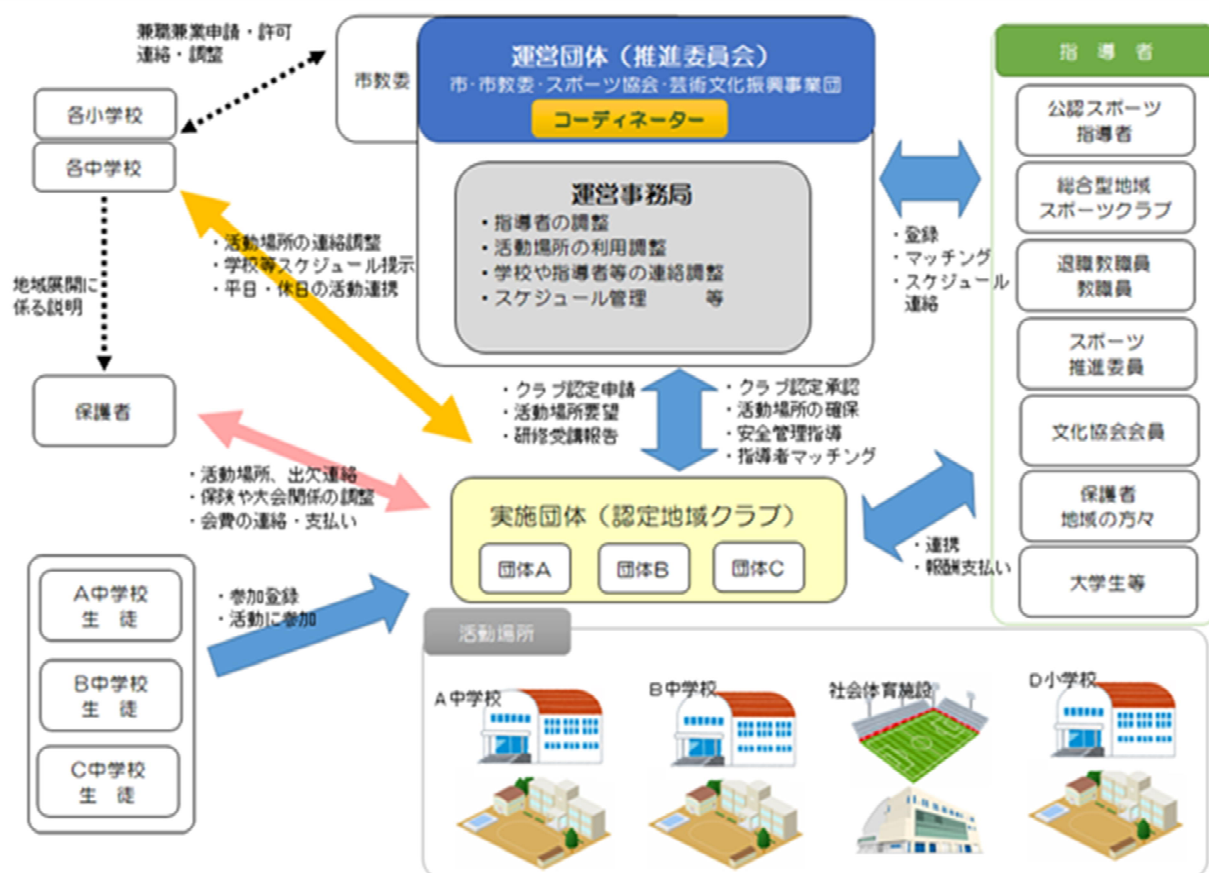
教員が通常の授業時間帯に、授業等に専念できるよう、また、こどもたちと向き合う時間を確保するため、学校現場の役割と責任を限定し、教員の負担軽減を図るとともに教育の質の確保に努めます。

この考え方が地域に浸透するよう保護者や地域コミュニティ等との連携を強化し、学び合いや支え合いの輪を広げるよう努めていきます。

10 地域展開における運営形態

市、市教育委員会、非特定非営利法人廿日市市スポーツ協会及び公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団で「廿日市市地域展開推進委員会」を創設します。

廿日市市地域展開推進委員会が運営事務局をとり、コーディネーターが、指導者、認定地域クラブ、学校、その他団体等と連絡調整するとともに活動場所の利用調整を実施します。



(認定地域クラブと学校部活動の違い)

	認定地域クラブ	学校部活動
活動主体	地域の様々な主体	中学校部活動
活動の定義	社会教育・生涯学習	学校教育の一環
指導者	地域人材・地域団体（教員含む）	教員、部活動指導員
参加者	希望する生徒など	当該学校の生徒
活動場所	学校施設や地域の様々な施設	当該校
費用負担	月会費等	部費（実費相当）
保険	スポーツ安全保険等へ別途加入	日本スポーツ振興センター災害共済
メリット	専門的な指導 多様な人間関係	放課後すぐの活動が可能 学校の一体感の醸成

11 認定範囲

【こどもたちの思い】

【想定される団体等】

プロを目指したい
さらに技術向上を目指したい
いろいろな種目に挑戦したい

みんなで楽しく活動したい
みんなと集まる居場所が欲しい

趣味レベルで活動したい
個別に趣味を追求したい

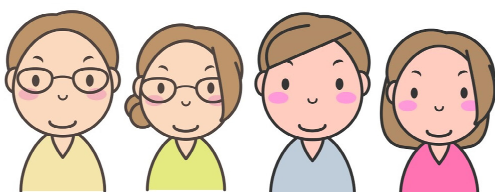
廿日市市地域クラブ認定範囲

協力団体

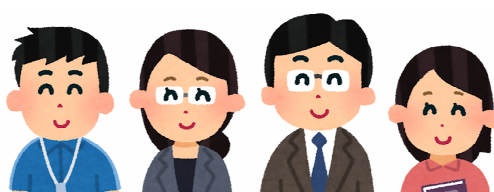
P T A 連 合 会
ス ポ ー ツ 協 会
芸 術 文 化 振 興 事 業 団
総 合 型 地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ
文 化 協 会
ス ポ ー ツ 推 進 協 議 会
市 民 団 体 など

- 国が示すガイドラインを遵守した活動ができる団体。
- スポーツ・文化芸術に限定しないで、幅広くこどもの「やりたい」を継続的に応援できる団体。
- こどもの安全確保を一番に考えられる団体

【認定地域クラブに参画いただきたい団体のイメージ】



保護者の方々



小中高校の教員



地域の方々



インストラクターや専門家

12 認定要件

認定地域クラブは、市内で活動し、子どもたちや保護者等が安心して参加できる団体とし、次のような要件を付します。（詳細については、地域クラブ認定申請に記載します。）

(1) 組織・運営体制

- ア 責任者・指導者・会計・見守り担当者などを含めたスタッフ3名以上で構成
- イ 団体規約等が作成され、組織運営に透明性がある。
- ウ 国のガイドラインや市が定める要件を遵守できる。
- エ 安全確認、事故やトラブルを未然防止に努め、事故発生時に適切に対応できる。
- オ 体罰・暴言・ハラスメントを決して行わない。

(2) リスク管理

- ア 活動中の事故、トラブル等の管理責任並びに保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を明確にすること。
- イ 団体のスタッフ及び参加者が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること。
- ウ 個人情報情報の漏えい等がないよう管理を徹底すること。

(3) 休養日・活動時間

週当たり2日以上以上の休養日を設定し、週11時間程度の活動とする。

（大会直前練習、大会参加等によりこれによりがたい時は、休養日を別の週に振り分けるよう努めること。）

※参考・・・平日：午後5時から9時30分までのうちの2時間程度
土日：どちらか1日のうち3時間程度

(4) 会費等

地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定すること。

(5) 学校との連携

- ア 活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校と共有等行うこと。
- イ 生徒の活動状況、活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- ウ 認定地域クラブへの入会時に生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ること。

(6) 認定の有効期間

認定の有効期間は、最長3年間とする。（3年ごとの更新が必要）

1 3 指導者人材の確保

廿日市市地域展開推進委員会は、退職教員、企業人材等の活用を含め、指導者の発掘・把握に努め、各種団体等とマッチングを行う人材バンク制度を創設します。

1 4 指導者の登録要件

指導者の登録要件は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 教員免許を有し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校における部活動の指導実績のある者
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者資格等の指導者資格を有する者
- (3) 認定地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校における部活動の指導実績のある者
- (4) 特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会又は廿日市市文化協会から推薦された者
- (5) 認定地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動の経験がある者
- (6) その他市長が認める者

1 5 指導者等の研修

指導者等は、廿日市市の地域展開推進委員会が指定する研修を活動開始までに、必ず受講する必要があります。また、活動を継続する場合は、市が指定する期間内に毎年研修を受講するものとします。

（参考）研修の例

- (1) 基本姿勢・服務規律
- (2) 生徒への指導
- (3) 安全管理・事故対応等
- (4) 保護者や学校との連携

1 6 教師の兼職兼業

地域の指導等を希望する教師のうち認定地域クラブ等から報酬を得る者は、兼職兼業の許可を得た上で、指導者等として、業務に従事することができます。

希望者は、地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条に基づき、兼職兼業等従事願を校長を通じて市教育委員会に提出します。

市教育委員会は、教師本人の意思を尊重し、指導等を望んでいないにも関わらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等の業務への影響の有無、教師の健康への配慮など勘案して判断します。

市教育委員会は、許可後も勤務校等の学校運営や教員の健康への配慮等に必要な生じた場合は、当該団体等と協議し、学校運営及び団体運営の継続に向けて調整します。

17 今後の検討事項

廿日市市地域展開推進委員会は、部活動の地域展開を進めていくため、こどもたちの活動場所への交通手段、団体の運営継続等保護者の送迎や大会参加と運営等、課題解決に向けて地域の方々と連携し対応していきます。

また、この基本方針については、こどもたち、保護者、指導者及び関係団体等からの意見を伺いながら、随時見直すこととします。